

# 専用水道の申請について

平成 30 年 9 月

 野々市市土木部上下水道課



## 目 次

1. 水道とは .....	1
2. 水道の種類.....	1
3. 専用水道とは .....	2
(1) 自家用の水道とは .....	3
(2) 水道事業の用に供する水道以外の水道とは .....	3
(3) 100 人を超えるものとは .....	3
(4) 居住に必要な水 .....	4
(5) 一日最大給水量が政令で定める基準を超えるものとは .....	4
4. 適用除外 .....	6
5. 専用水道の区分方法 .....	7
6. 専用水道の形態例.....	8
7. 専用水道の設置 .....	9
(1) 設置者の義務.....	9
(2) 設置の手続き .....	10
8. 水道技術管理者 .....	11
(1) 水道技術管理者の資格 .....	11
(2) 水道技術管理者設置・変更の報告 .....	12
9. 布設工事を伴わず専用水道となる場合の届出.....	13
10. 専用水道施設等の変更の届出・報告.....	13
● 様式集.....	14

## 1. 水道とは

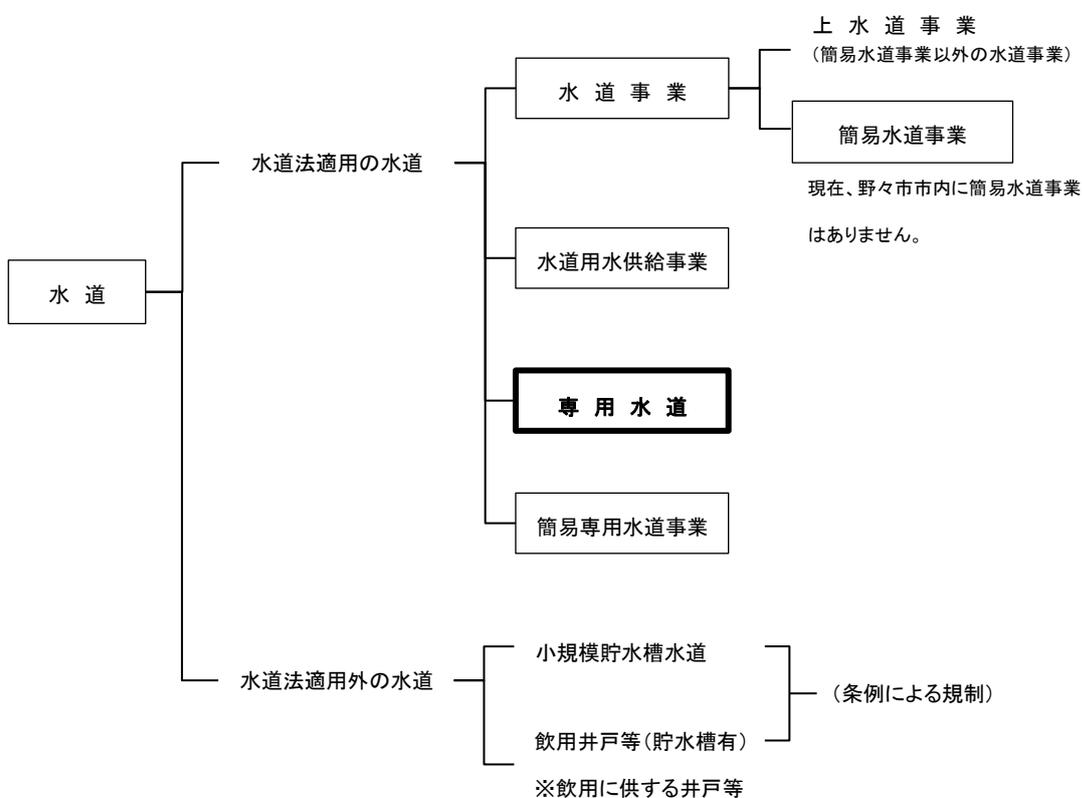
水道法第3条第1項において、「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいいます。(臨時に施設されたものを除く。)

注釈：導管とは、水を導くための管状のものをいいます。

その他の工作物とは、導管以外の取水、貯水、浄水、送水及び配水等のための施設をいいます。

## 2. 水道の種類

野々市市の水道は、次のように分類することができます。



注)          は水道法で定義されている用語

図 1 水道の分類

### 3. 専用水道とは

水道法に基づく専用水道の定義

～水道法第3条（用語の定義）～

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

- 一 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
- 二 その水道施設の1日最大給水量（1日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

～法施行令第1条（専用水道の基準）～

第一条 水道法（以下「法」という。）第三条第六項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 口径二十五ミリメートル以上の導管の全長 千五百メートル
- 二 水槽の有効容量の合計 百立方メートル

2 法第三条第六項第二号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が二十立方メートルであることとする。

～法施工規則第1条（令第一条第二項の厚生労働省令で定める目的）～

第一条 水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第一条第二項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。

**(1) 自家用の水道とは**

寄宿舎、社宅、療養所、学校、事務所、病院、レジャー施設等施設の管理者が、その施設に供給するために自ら施設する水道です。

**(2) 水道事業の用に供する水道以外の水道とは**

一般の需要に応じて水を供給する水道事業にあてはまらない水道のすべてを包含するもので、例えば家主が借家人に給水する水道がこれに当たります。水道事業の概念にあてはまるものは、専用水道の取扱いをすることができません。

**(3) 100 人を超えるものとは**

「100人を超える者」とは、専用水道の要件として、常時100人を超える居住者に給水が必要であるとの意味です。ここでいう居住者の人口は、実居住人口であり、計画給水人口ではありません。法第32条の確認を受けるときは、実際に居住を開始していませんが、この場合には、定員、戸数等から客観的に算出した員数をもって判断することになります。

専用水道において、「100人を超える者」とは、居住者の出生、死亡、同居者の増減、移動等によって実際の人数は日々差異があることから、特別の事情がないかぎり、次の様に考えます。

イ) 新設

当初設計の場合においては、定員制のあるものには定員数により、普通家庭を対象とするものは客観性のある統計等による平均世帯員数を基礎として算定するなど、客観的に算出した場合における「100 人を超える者」という意味とします。

ロ) 既設

新設の場合以外は、常時何人に給水しているかを実際に調査して常時 100 人を超える者にその居住に必要な水を供給している場合には、その超えるにいたった時点から、その水道は専用水道になります。また、常時 100 人以下（一日最大給水量が 20 立方メートル以下の場合に限る。）となったときは、そのときから専用水道ではなくなります。「100 人を超える者に居住に必要な水を供給」していれば、その水道施設の全部が水道法にいう専用水道となります。例えば、工場の水道でその供給する水の大部分が工業用に使用されているが、その一部の水が 100 人を超える寄宿舎に給水されているような場合においては、その工業用給水の施設をも含めて水道の全施設が専用水道としての規制を受けます。水道施設は有機的に関連する施設の総体であり、その何れの部分における汚染も直ちに他の部分に影響を及ぼすものだからです。もっとも、寄宿舎用の給水の部分を他の部分から完全に縁切の構造として、別個の水道の形態を具備するならば、その場合は寄宿舎の部分だけが独立の専用水道となります。

#### (4) 居住に必要な水

「居住に必要な水」とは、飲用、炊事、浴用、洗濯、手洗い、洗顔その他継続的な日常生活を営むために必要な水をいいます。また「居住」とは、継続的に約3カ月以上滞在するものをいいます。通常、療養所や下宿等は長期間の入所・宿泊を目的とするので、そこにおいて供給される水は「居住に必要な水」と見なされます。普通、病院や旅館は短期間の入院・宿泊を目的とするので、「居住に必要な水」と見なされません。

#### (5) 一日最大給水量が政令で定める基準を超えるものとは

人の飲用、炊事用、浴用その他生活の用に供する一日最大給水量が20立方メートルを超える水道施設です。なお、水道施設において、一日最大給水量が20立方メートル以下でも、居住者人員が100人を超えれば専用水道となります。また、一般の需要に応じて水を供給する水道施設についても、給水人口が100人以下であるが、一日最大給水量が20立方メートルを超える水道施設は、専用水道に該当します。

新規専用水道における一日最大給水量算定の考え方は、次によることとします。

- イ) 現在の水道施設が設計されたときの設計上の必要水量を一日最大給水量とします。ただし、公衆浴場やプールについては、付帯設備も含め、当該水量を除いた値とします。また、製造工程での使用等に係る水量についても算定対象から除外します。
- ロ) 現在の水道施設が設計されたときの設計上の算定水量が存在しない場合、実績使用者数、一日平均使用時間、単位給水量等を建築用途に応じて適切に設定することで一日最大給水量を算出します。この場合、実績使用者数、一日平均使用時間等が不明な場合は、設置者が適切に設定したものにより算出することとします。ただし、公衆浴場やプールについては、付帯設備も含め、当該水量を除いた値とします。また、製造工程での使用等に係る水量についても算定対象から除外します。
- ハ) また、(ロ)により算定が困難な場合等には、自己水源取水量、水道水受水量等から算定した水量を一日最大給水量とします。取水量(給水量)の全部又は一部が不明な場合、不明な部分については実測等によるものとします。ただし、公衆浴場やプールについては、付帯設備も含め、当該水量を除いた値とします。また、製造工程での使用等に係る水量についても算定対象から除外します。
- ニ) 一日最大給水量を設置者が算出する場合は、実測等によるほか、図2を参考とします。

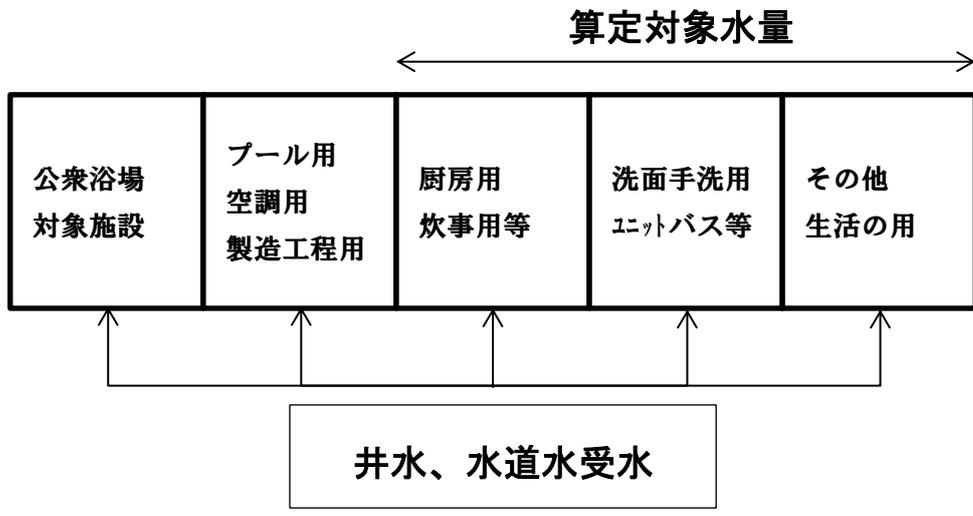


図 2 算定対象数量

人の生活の用に供する水量に限定したことから、施設設計・布設のあり方により、営農用等人の生活の用に供しないその他の用途に供する施設容量が区分できる場合においては、これを除外減算して適用しても支障ないものとします。

#### 4. 適用除外

水道法第3条第6項の「ただし書きの規定」は専用水道の除外規定で水道法施行令第1条においてその基準を定めており、他の水道から供給を受けた消毒済みの水のみを水源とする水道は、新たな汚染のおそれが少ない場合は、専用水道の適用を除外しようとする基準です。

なお、専用水道の適用除外施設については、簡易専用水道の適用、あるいは条例<sup>\*</sup>で規定している小規模受水槽水道の適用で対応することとなります。

(<sup>\*</sup>野々市市水道給水条例)

したがって、専用水道とみられる場合であっても、

- ① 他の水道から供給を受ける水だけを水源とすること。
- ② 地中又は地表に施設されている口径25 ミリメートル以上の導管の全長が1,500メートル以下であること。
- ③ 地中又は地表に施設されている水槽の有効容量の合計が100立方メートル以下であること。

以上の3つの条件にすべてかなっていれば、専用水道の適用から除外されることとなります。 (図3参照)

なお、通常、地表からの浸水等による汚染のおそれのない程度に支柱等によつて高く設けられた水槽や導管の容量や延長は、この基準の数値には算入されない。

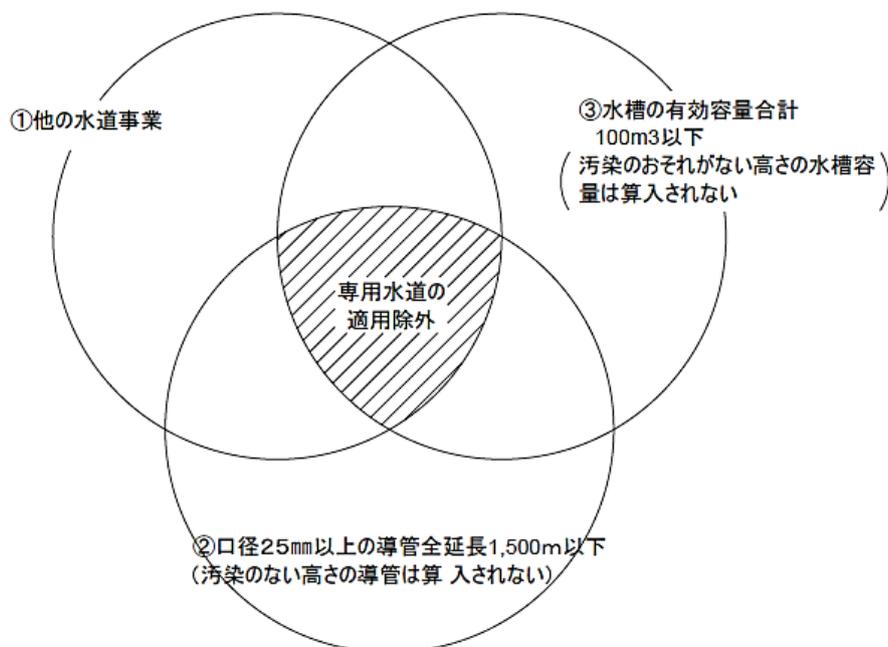


図3 適用除外範囲

## 5. 専用水道の区分方法

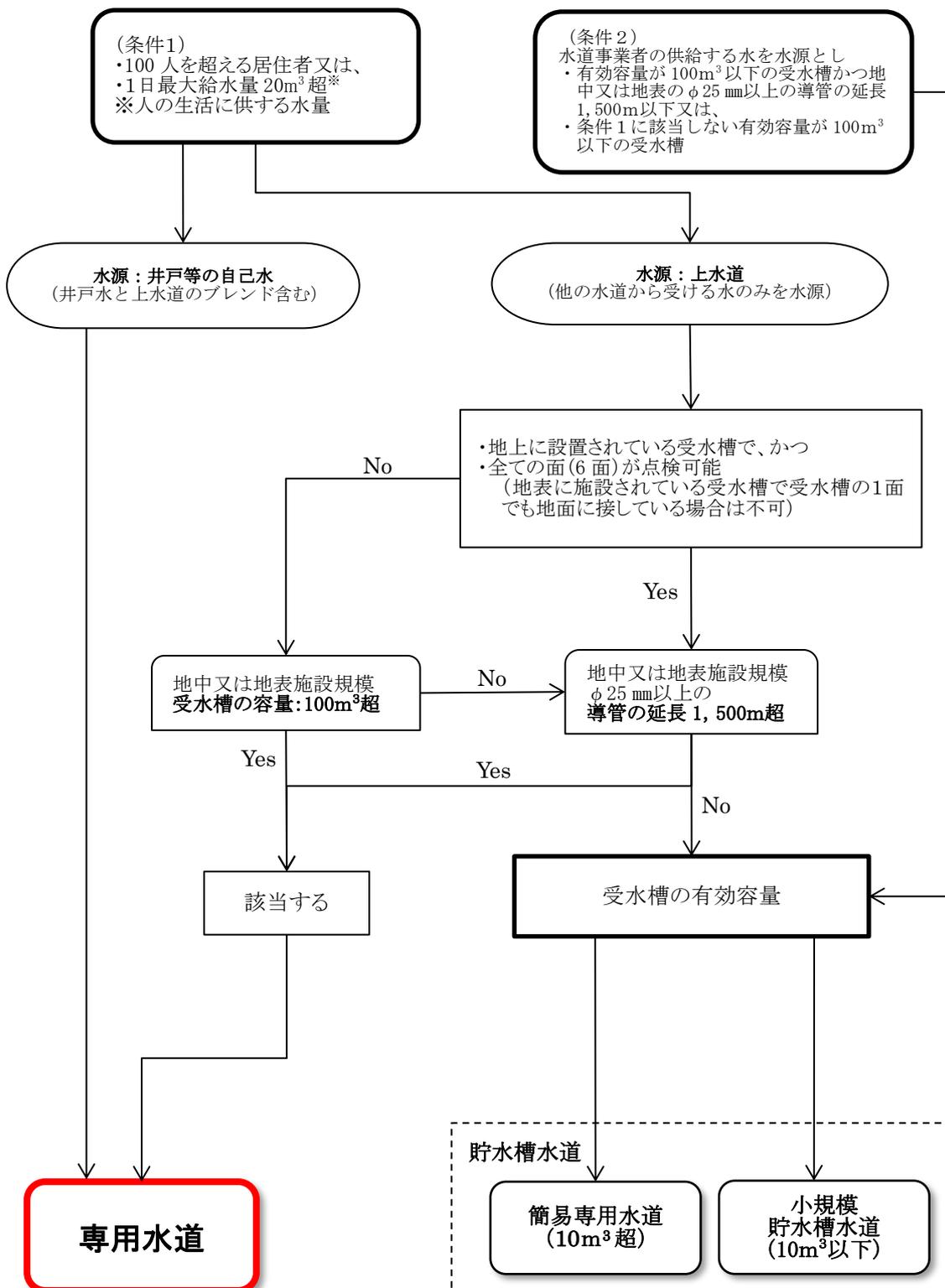
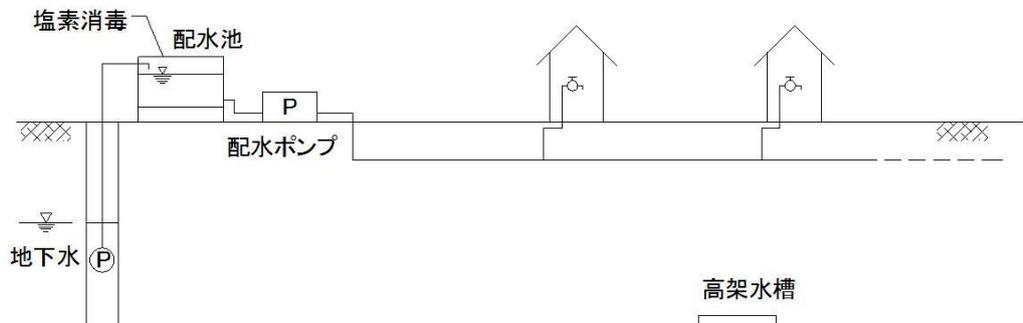


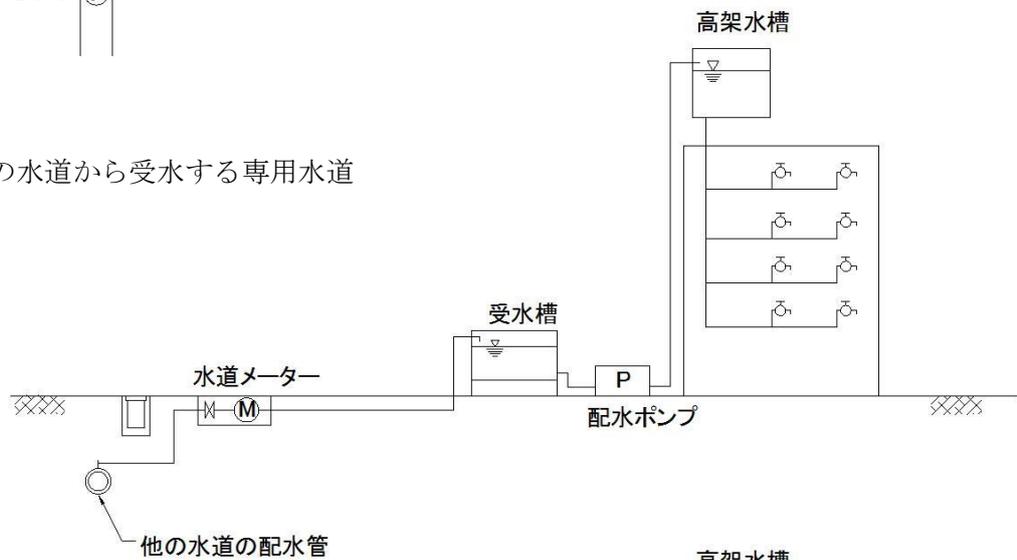
図4 専用水道判断区分

## 6. 専用水道の形態例

### ① 自己水源のみで給水する専用水道



### ② 他の水道から受水する専用水道



### ③ 自己水源をもち、かつ他の水道から受水する専用水道

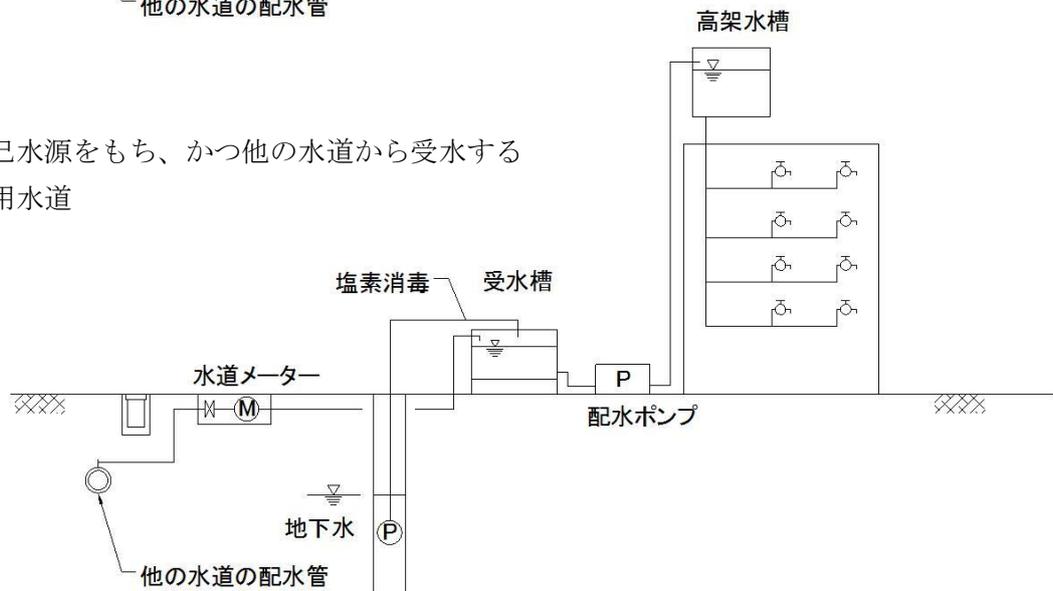


図 5 専用水道の形態例

## 7. 専用水道の設置

### (1) 設置者の義務

専用水道の設置者の義務については、水道法にその遵守すべき事項が明示されています。また、義務違反に対する罰則も併せて規定されています。これは、専用水道が100人を超える人の居住に必要な水を供給する、又はその水道施設の一日最大給水量が20立方メートルを超えるため、汚染事故等が公衆衛生上大きな問題につながるためです。

専用水道設置者の義務及び義務違反に対する法定事項は次表のとおりです。

表 1 水道法に定める専用水道設置者の責務等

	条項	事項	義務違反に対する罰則	
			条項	罰則
法定義務事項	第 13 条	給水開始前の届出及び検査	第 54 条	100 万円以下の罰金
	第 19 条	水道技術管理者の設置	第 53 条	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
	第 20 条	水質検査の実施	第 54 条	100 万円以下の罰金
	第 21 条	関係者の健康診断の実施	第 54 条	100 万円以下の罰金
	第 22 条	衛生上必要な措置を講ずること	第 54 条	100 万円以下の罰金
	第 23 条	給水の緊急停止及び周知	第 52 条	3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金
	第 24 条の 3	業務委託の規定	第 53 条	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
	第 24 条の 3	受託水道技術管理者の設置	第 53 条	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
	第 24 条の 3	業務の委託の届出	第 55 条	30 万円以下の罰金
	第 32 条	確認を受けること	第 54 条	100 万円以下の罰金
	第 37 条	給水停止命令に従うこと	第 53 条	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
	第 39 条	報告の徴収及び立ち入り検査を受けること	第 55 条	30 万円以下の罰金
遵守事項	第 1 条	水道法の目的の遵守		
	第 2 条	水源及び水道施設の清潔保守		
	第 4 条	水質基準の確保		
	第 5 条	施設基準の確保		
	第 36 条	施設の改善指示及び水道技術管理者の変更勧告の遵守		

## (2) 設置の手続き

専用水道の水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事（以下「布設工事」という。）を行おうとするときは、その工事に着手する前に市の確認を受けなければなりません。また、水道技術管理者1人を選任し、工事が完成したときは、水質検査及び施設検査を行い、給水を開始する前に市に届出を行わなければなりません。確認を受けなければ、その工事に着手することができません。また、給水を開始する届出をしなければ、給水を開始することができません。これらの事務手続きや様式等については「野々市市専用水道事務取扱方針」をご覧ください。

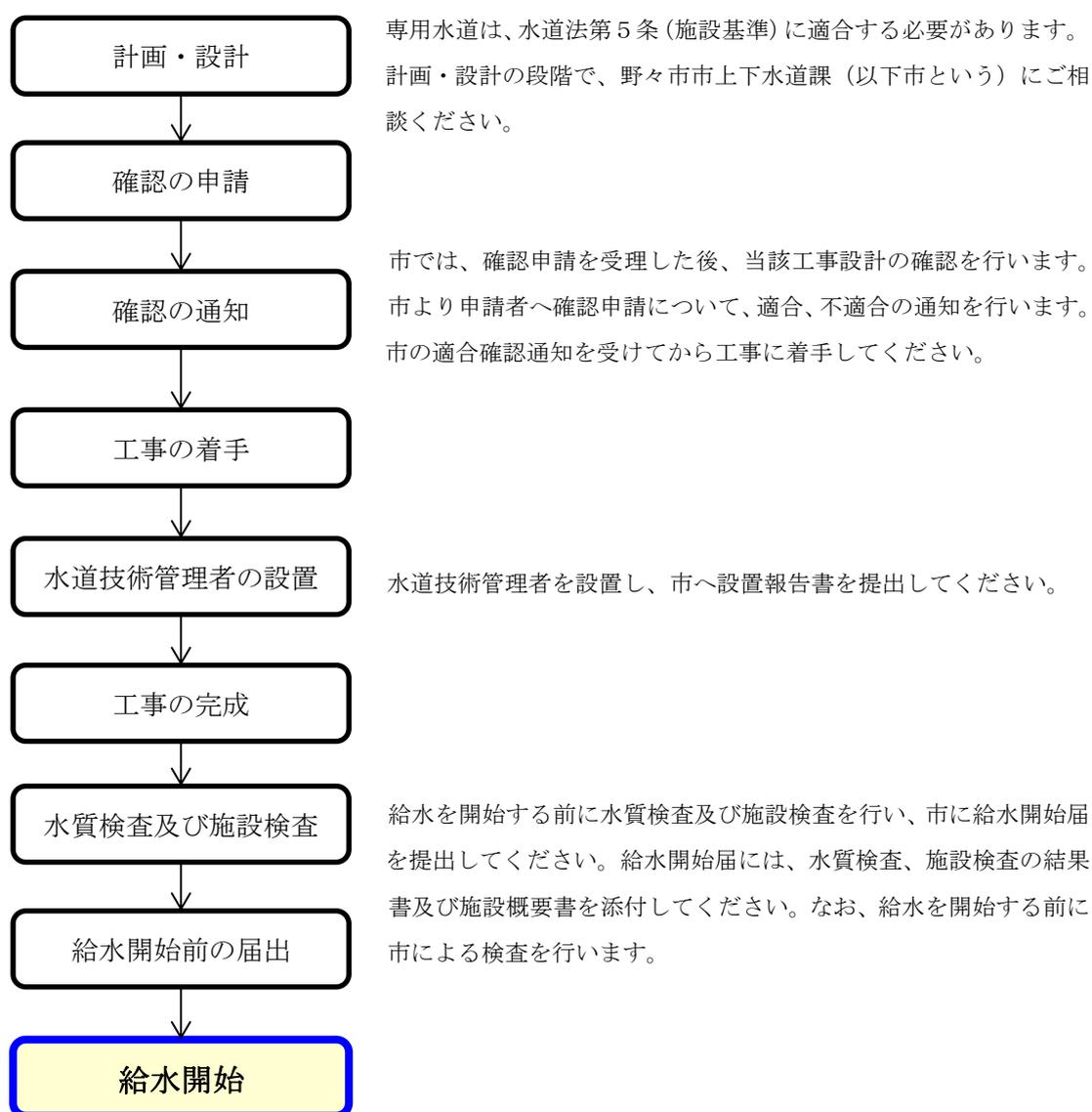


図 6 専用水道設置の手続き

## 8. 水道技術管理者

～水道法第 19 条（水道技術管理者）～

- 1 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。
- 2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。
  - 一 水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査
  - 二 第十三条第一項の規定による水質検査及び施設検査
  - 三 給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基く政令で定める基準に適合しているかどうかの検査
  - 四 次条第一項の規定による水質検査
  - 五 第二十一条第一項の規定による健康診断
  - 六 第二十二条の規定による衛生上の措置
  - 七 第二十三条第一項の規定による給水の緊急停止
  - 八 第三十七条前段の規定による給水停止
- 3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

～水道法第 34 条（準用規定）～

- 1 （略）第十九条から第二十三条まで及び第二十四条の三の規定は、専用水道の設置者について準用する。（略）
- 2 一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができるものであるときは、前項の規定にかかわらず、第十九条第三項の規定を準用しない。

### (1) 水道技術管理者の資格

水道技術管理者の資格は、施行令第 6 条で表 2 のように定められています。資格の確認は、専用水道の設置者が自ら調査して自己の責任で行ってください。ただし、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができる一日最大給水量が 1,000 立方メートル以下の専用水道については有資格者であることは問いませんが、水道技術管理者を置かなければならないことに変更はありません。

## (2) 水道技術管理者設置・変更の報告

専用水道の設置者は、水道技術管理者を設置したときは、「専用水道水道技術管理者設置報告書」(様式第6号)、変更したときは、「専用水道水道技術管理者変更報告書」(様式第7号)により、市に報告してください。なお、この際に報告書に添付が必要な書類があります。

各様式は「野々市市専用水道事務取扱方針」をご覧ください。

表 2 水道技術者の資格要件(実務経験年数)

専攻の種別 学校の種別	土木工学(土木科)又はこれに相当する課程		土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学	左記以外の学科
大学	①衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業 2年以上	②左記以外の学科目を修めて卒業 2年以上	4年以上	5年以上
	衛生工学・水道工学を専攻し終了 の場合1年以上			
	②の場合2年以上			
大学院	研究科において、1年以上衛生工学・水道工学に関する課程を専攻			
	①の場合1年以上	②の場合2年以上		
旧姓大学	2年以上		4年以上	5年以上
短期大学 高等専門学校 旧専門学校	5年以上		6年以上	7年以上
高等学校 中等教育学校 旧中等学校	7年以上		8年以上	9年以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 条例第4条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者</li> <li>● 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。</li> <li>● 外国の学校は、その教育内容が学校教育法と同程度のものはすべてこの表と同様の取扱いをする。</li> <li>● 技術士法の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(上水道及び工業用水道又は水道環境を選択)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。</li> <li>● 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者。</li> </ul>			

※野々市市水道事業布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例より

(注) 一日最大給水量が1,000 m<sup>3</sup>以下であるものについては、経験年数はこの表の2分の1とする。

## 9. 布設工事を伴わず専用水道となる場合の届出

既に給水しており、一日最大給水量が20立方メートルを超え専用水道に該当する場合や当初居住人口が常時100人以下であったが、その後常時100人を超えたため専用水道に該当するようになった場合は、布設工事を伴わないので法第32条「確認」、法第33条「確認の申請」は必要ありません。しかし、このような場合も専用水道として水道法が適用となり、以後他の専用水道と同様の取り扱いとなりますので、専用水道の設置者は、市にその専用水道の状況について以下の書類により報告してください。

- ① 専用水道の状況報告について・・・別紙1
- ② 専用水道技術管理者設置報告書・・・様式第6号※

施設の概要については「専用水道布設工事確認申請書」に準拠した内容で作成し、図面等もあわせて提出してください。

## 10. 専用水道施設等の変更の届出・報告

専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項や専用水道の概要等に変更が生じた場合、専用水道の設置者は、市へその内容を「専用水道布設工事設計変更届」（様式第4号※）又は、布設工事を伴わない変更等があった場合「専用水道の状況報告について（変更）」（別紙2）により報告してください。

なお、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事に該当する工事によって施設の変更が生じる場合は、確認申請が必要となります。

※は「野々市市専用水道事務取扱方針」参照

● 様 式 集

専用水道の状況報告について・・・・・・・・・・別紙1

専用水道の状況報告について（変更）・・・・・・・・別紙2

別紙1

年 月 日

野々市市長 様

設置者

住 所

氏 名

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所  
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

TEL :

FAX :

mail :

専用水道の状況報告について

下記のとおり専用水道の状況を別紙関係書類を添えて報告いたします。

記

- 1 施 設 の 名 称
- 2 設 置 場 所
- 3 水道事務所の所在地
- 4 給 水 開 始 年 月 日
- 5 添付書類
  - (1) 専用水道施設概要書
  - (2) 図面等
    - ① 設計図（位置図、水道施設系統図、水道施設構造図等）
    - ② 水理計算書、ポンプ仕様書、水道施設構造計算書等
    - ③ 受水の契約書等（特に必要と認められる場合）

別紙 2

年 月 日

野々市市長 様

設置者

住 所

氏 名

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所  
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

TEL :

FAX :

mail :

専用水道の状況報告について（変更）

専用水道の報告等の内容について下記のとおり変更したので報告いたします。

記

1 施設の名称

2 設置場所

3 変更の内容

変更前

変更後

4 変更した理由

5 変更年月日

6 添付書類

設備機器等の変更の場合は、その内容を把握できる図面等